

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	① 食品等の安全・安心の確保			
主な取組	食品衛生対策	実施計画 記載頁	111	
対応する 主な課題	広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査を強化する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	1600件 検査件数	1620件	1640件	1660件	1680件	→	県
	食品取扱施設の監視・指導・検査					→	
担当部課	環境生活部生活衛生課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成24年度実績				
事業区分	予算	決算見込	活動内容	備考
食品衛生監視指導事業費	32,626	30,196	食品取扱施設の検査【県単等】	-
活動指標名			計画値	実績値
食品取扱施設の監視指導件数			-	13295件
検査件数			1600件	1725件
推進状況	取組の効果			
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> やや遅れ <input type="checkbox"/> 大幅遅れ <input type="checkbox"/> 未着手	食中毒防止等食品の安全・安心の確保について効果があった。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成25年度計画				
事業区分	当初予算	活動内容		備考
食品衛生監視指導事業費	31,370	食品取扱施設の監視・指導・検査【県単等】		-

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

計画していた「食品取扱施設の監視・指導・検査の件数」について、目標を達成しており、前年度同様、事業推進を図る。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
食中毒発生件数	35件 (22年)	20件 (24年)	基準年以下	15件	1,062件 (24年)
参考データ	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—		—
状況説明	食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導の取り組みは、計画どおりに進捗しており、成果指標である食中毒の発生件数も基準年以下となっている。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

【県の状況】
近年の観光客の増加等により食中毒事例等がより広域化且つ複雑化する傾向にあり、現状の監視体制、検査分析体制では、食中毒の発生等の健康危害への対応が困難になってきている。

【協働する主体の状況】
一般社団法人沖縄県食品衛生協会は、食品取扱施設の調査指導について、目標(4,000件)を達成している。

【他地域等との比較】
九州各県のなかで、2番目に食中毒が多い。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

【推進体制】
沖縄県は、高温多湿で1年中食中毒が発生しやすい環境にある。また、外国と接する島嶼県であり、地理的特殊性や食文化が本土と異なることから、他の都道府県以上に多様で高度な検査体制が必要である。

4 取組の改善案(Action)

食品の検査機器を整備するとともに、国及び研究機関等が主催する食品衛生技術研修等に職員を派遣する等、検査を行う者の教育・訓練を充実し、技術向上を図ることによって多様な検査に対応する体制を整備する。

監視体制については、食品衛生広域監視班を活用し、多種多様な事例に対応しうる体制を強化する。

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進
施策	① 食品等の安全・安心の確保	
主な取組	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費)	実施計画 記載頁 112
対応する 主な課題	安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び渇水時等の衛生対策を図る必要がある。	

1 取組の概要(Plan)

取組内容	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組む。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	96% 簡易専用水道 の検査受検率			→	100%	→	県
	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視						
担当部課	環境生活部 生活衛生課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成24年度実績				
事業区分	予算	決算見込	活動内容	備考
飲料水衛生 対策事業費	5,197	4,598	簡易専用水道設置届け及び専用水道確認申請の審査及び現場調査を実施した。【県単等】	-
活動指標名			計画値	実績値
簡易専用水道の検査受検率			96%	96.1%
-			-	-
推進状況	取組の効果			
■順調 <input type="checkbox"/> やや遅れ <input type="checkbox"/> 大幅遅れ <input type="checkbox"/> 未着手	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び渇水時の衛生対策を図ることで安全で良質な水が確保される。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成25年度計画			
事業区分	当初予算	活動内容	備考
飲料水衛生 対策事業費	3,828	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組む。【県単等】	-

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

計画通り進捗しており、前年度同様、事業の推進を図る。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
食中毒発生件数	35件 (22年)	20件 (24年)	基準年以下	15件	1,062件 (24年)
参考データ	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
-	-	-	-	-	-
状況説明	簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視等に取り組んだ結果、食中毒の発生は、基準年以下であった。順調に推移しており、平成28年度の目標達成に向けて継続した取組が必要である。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

簡易専用水道及び専用水道の権限が一部市町村に委譲されていることから、市町村と連携を図り衛生対策などの対応が必要である。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

市町村水道担当課長等に対し衛生対策の教育訓練を行う必要がある。

4 取組の改善案(Action)

市町村水道担当課長会議等において委譲後の簡易専用水道及び専用水道の衛生対策の体制整備等への取組を促す。

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-オ	保健衛生の推進		
施策	⑦ 動物愛護の推進			
主な取組	動物適正飼養普及啓発事業	実施計画 記載頁	113	
対応する 主な課題	広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	・動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養、管理(飼い主の責任等)に関する知識やモラルの向上を図るための動物愛護及び狂犬病対策に係る啓発						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	動物愛護及び狂犬病対策に係る啓発					→	県
担当部課	環境生活部 自然保護課 (狂犬病対策:生活衛生課)						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成24年度実績				
事業区分	予算	決算見込	活動内容	備考
動物適正飼養普及啓発事業	10,616	9,421	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷動物の収容や飼えなくなった犬猫の引取り ・適正飼養の指導啓発 ・動物取扱業者等の監視指導 ・沖縄県動物愛護管理推進計画の実施【県単等】 	-
活動指標名			計画値	実績値
-			-	-
-			-	-
推進状況	取組の効果			
<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> やや遅れ <input type="checkbox"/> 大幅遅れ <input type="checkbox"/> 未着手	<p>・「捨て犬、捨て猫防止キャンペーン」及び「動物愛護の集い」イベントを実施したことにより、捨て犬・捨て猫の防止や動物愛護思想の普及を県民へ周知することができた。</p> <p>・収容された犬・猫に延命の機会を与えるため、動物愛護団体やボランティア等と連携し、新たな飼い主への譲渡活動の強化が図られた。</p> <p>・「沖縄県猫の適正飼育ガイドライン」における「飼い主のいない猫(野良猫)対策マニュアル」を策定したことで、野良猫への対策を事業化できた。</p>			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成25年度計画				
事業区分	当初予算	活動内容		備考
動物適正飼養普及啓発事業	10,616	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷動物の収容や飼えなくなった犬猫の引取り ・適正飼養の指導啓発 ・収容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動 ・動物取扱業者等の監視指導 ・沖縄県動物愛護管理推進計画の実施 【県単等】 		-

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

計画どおり進捗しており、前年度同様、事業推進を図る。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
犬・猫の収容頭数の推移(狂犬病予防法による犬の捕獲頭数を含む))	H21 9,105頭	H22 8,962頭	H23 7,243頭	↘	—
状況説明	犬・猫の合計収容頭数は減少傾向にある。(猫は横ばい状況である)				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- 内部要因
 - ・動物の収容施設(動物愛護管理センター)には収容限界があり、収容された犬・猫を終生飼養することは困難である。
- 外部要因
 - ・犬については、狂犬病予防法による犬の登録義務などの規制があるため、飼い主の責任について社会的ルールがあるが、猫の飼養等を規制する法令がない。
 - ・犬猫の引き取りは、飼い主のモラルに左右される。
 - ・ノラネコの問題については、屋外で飼養されている飼い猫の不妊去勢手術の未実施や飼育を放棄し捨てたりする無責任な飼い主のモラルの欠如が原因となっている。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・飼い主をはじめとする県民への動物愛護思想の啓発活動の強化
- ・ノラネコ(地域猫)への対策の強化

4 取組の改善案(Action)

- ・地域猫の適正飼育モデル地区を選定し、当該地区の地域猫に不妊手術を施すとともに、責任のある餌やりについて周知を図る。
- ・動物愛護法が改正され、動物の引き取りを拒否できる場合などが追加されたことから、終生飼養できないとして持ち込まれた犬猫については引き取りを拒否したりして引き取り頭数を削減するとともに、改正された動物愛護法について周知し、飼い主のモラル向上を図る。